# 職場と生活に憲法を活かす第関東ブロック誌上学習会

## 第3章

# 第 24 条 国民の権利及び義務 家庭生活における個人の尊厳と両性の平等

## 第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに

基いて成立し、夫婦が同等の権利を有す

えてみましょう。

ることを基本として、相互の協力により、

維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住

ける個人の尊厳と両性の平等について考

社会的にも政治的にも、そして、家庭内 すること」を定め、女性は法律の上では 憲法では、「すべて国民は個人として尊 あり方は法律上大きく変わったのです。 権の尊重を柱とする憲法ができ、男女の でも男性とすべて平等になりました に基いて成立」、「夫婦が同等の権利を有 下に平等である」(14 条)ことを定めま 重される」 (13条) 「すべて国民は法の した。そして、結婚も「両性の合意のみ (24 条)。 戦後、国民主権、平和主義、基本的人

2年まで)禁止されていたのです。夫の 政談演説会に参加することさえ (192 ました。女性は参政権もあたえられず、 管理もできない「無能力者」とされてい 分一人では契約もできず、自分の財産の 等な権利が明確に記されたのです。 されたのです。社会的にも男尊女卑のな あるとされるが女性は逆に姦通罪で処罰 不貞も妻は我慢するだけ。夫は甲斐性が 政党に加入することもできませんでした。 夫に従わねばなりませんでした。 妻は自 婚すると夫の「家」に入り、「戸主」と 戦前女性は、「家」制度のもとで、結 やっと、人口の半分を占める女性の平

# 個人の尊厳と両性の平等

て、制定されなければならない。 個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚し するその他の事項に関しては、法律は、 居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関

今回は、 24条を中心に家庭生活にお

ず、家を守り、単に子どもを産む道具と かで徹底的に差別されていました。 して扱われていたのです。 会的にも一人の人間としてはみとめられ の女性は、政治的にも、家庭的にも、

たといいます。日本政府の代表者は24 ゴードンさんもその一人として、女性と かったとのことです。ベアテ・シロタ・ 条について、「日本には女性が男性と同 日本で過ごし日本の状況をよく知ってい 子どもの権利に関する多くのことを書い 旧憲法とあまり変わらない内容のものだ たことは知られています。彼女は成長期 しないとのことで急遽草案作りに取り掛 ったようです。 GHQは戦後世界に通用 敗戦直後、日本の支配層の憲法草案は



と影響を受けています。 世紀のさまざまな憲法から、多くの示唆 と抵抗したそうですが、この条文は 20 適さない」「日本の国情に反する」など じ権利をもつ土壌はない。日本女性には

だと思います。 戦前の女性たちの運動があったからこそ 日本初の女性議員 39名が誕生しました。 1946年戦後初の衆議院選挙の結果、

## 家庭生活はまだまだ不平等 根強い家意識

場・地域で、憲法のいう「個人の尊重 とは誰でも認めることとなっています。 司会=男女は平等でなければならないこ しかし現実はどうでしょうか。家庭・職 「男女平等」 は活かされているでしょ

もらいました。 自分たちの意志で結婚す れました。 私が結婚したときも結納金を 家とOO家の結婚式ということで紹介さ A子=最近姪が結婚したのですが、〇〇

> 金がありました ると思ってましたが、家に対しての結納

ります。 ます。平等という意識もありますが、場 が、夫の実家に帰ると一切やらなくなり 面場面で家意識が残っているところがあ 夫も家では料理や家事を何でもします

違いを一番感じたところです。 ら迷わず選択できたと思います。 男女の た。でも譲ってしまいました。男だった 思います。人生で一番後悔する選択でし されなかったらNTT本体を選択したと 切実にあったと思います。 私も夫に反対 なったら大変だという思いが夫の中には です。「お袋どうするんだ」という夫の B子=私も家の中で完全に平等かという 言葉です。嫁が単身赴任、遠距離通勤に じたのは、NTTの合理化で再雇用の時 とまだまだと感じます。私がいちばん感

ですね。 G男=男もしばられています。 制度に縛られているのは女性の方が強い 実家は

司会=労働条件の問題もありますが、

代々続く家柄で、親戚、家族のつながりのます。長男を立てるし、親の面倒は社めります。長男を立てるし、親の面倒は社めます。長男を立てるし、親の面倒は社のます。長男を立てるし、親の面倒は社のます。

れるのです。
別えば実家に帰ると、「いつまで、母親例えば実家に帰ると、「いつまで、母親別えば実家に帰ると、「いつまで、母親男社会のプレッシャーのなかにいます。

# 男女の賃金格差、昇進格差、

残っていません。別会社に行き低賃金で育児・配転で辞めています。今3人しか期の女性はたくさんいましたが、結婚・期の女性はたくさんいましたが、結婚・立場にありますか。

C予=私は自治体で働き続け年金生活にい、働き続けるという選択肢は全くなかった。結局パートで働らかされてきたのった。結局パートで働らかされてきたのった。結局パートで働らかされてきたのに、働き続けるのかどうか」問われました。とき、一人会議室に呼ばれ、上司から「働き続けるのかどうか」問われました。男性はそんなことないですよね。最初の男性はそんなことないですよね。最初の長常で、健康保険も私に入れようとしました。夫に社会保険があるのだから、社会権に、健康保険も私に入れようとしました。夫に社会保険があるのだから、社会権に、健康保険も私に入れようとしました。夫に社会保険があるのだから、社会権に、といできました。

です。

「男=NTTは女性が多い職場で、休職
のの場合が勝ち取ってきたからです。しか
働組合が勝ち取ってきたからです。しか
制度があり育児休業制度もあります。労

どうですか。でまだ憲法の精神が職場に活かされていたまだ憲法の精神が職場に活かされていないと思いますね。賃金や昇格・昇進はないと思いますね。賃金や昇格・昇進はないと思いますが、まではいると、ま

○子=私は自治体ですが、採用時は男女の賃金の差は大きいものがあります。 男女の賃金の差は大きいものがあります。 ので同一賃金でした。しかし、昇格によりで同一賃金でした。 のでした。 のでした。 のでした。 のがあります。 のでは男女

B子=電電公社時代は勤続年数で賃金が決まっていました。それが、成果主義が決まっていました。それが、成果主義が決まっていました。それが、成果主義が決まっていました。の管理職が少ない、国会議員の数が少ない、低賃金だからだと思います。日本での男女の差が大きい背景は、「男性は外の男女の差が大きい背景は、「男性は外の男女の差が大きい背景は、「男性は外の男女の差が大きい背景は、「男性は外の男女の差が大きい背景は、「男性は外の男女の差が大きい背景は、「男性は外の男女の差が大きい背景は、「男性は外の男女の差が大きい背景は、「男性は外の男女の差が大きい背景は、「男性は外の男女の差が大きいい」という、根

131

191

司会=議員に女性が多くいる社会は、そ

れなりに女性の発言力、権利が、下から

のくせに、女だてらにとか反対される。 す。そこを一歩前にでようとすると、

司会= 況は、 働く女性の内6割の人が仕事を辞める状 昨年の調査でも「男性は外、 低賃金の状況です。 非正規の働き方しかできない事が多いし、 に賛成の割合は半数を超していました。 極的に勧めています。私はとんでもない D子=民間職場ですが、取締役の女性が 感じられますか。 ランクが上位ですね。 (カッコ内は新年時位) 人います。女性の管理職への登用を積 もう一度働こうとしてもパートなど アイスランド Itti FYY 「世界男女格差報告」で、北欧の 20年以上前から変わっていませ 18 フィンランド [18] イキリス ノルウェー アメリカ スウェーテン フランス フィリピン ロシア **(59)** 自分の職場でどう アイルランド イタリア 女性は家 180 FIX. abu スイス

> 気持にされてしまいます。 女性差別はし 戸惑っています。仕事をがんばると思う ばれば、それなりに評価されると言われ という嫌がらせで配転されました。 歳過ぎて独身で働いている女はいらない が変わってきたのも、 と思うのです。出向、 しかない、という意識になってしまいま ませんといわれると、男並みにがんばる で虐げられてきた自分でもこれからがん 男社会の中で 30 配転、 転籍で職場

数だけ平等になることが、本当の平等と いうことになるのでしょうか。 企業の管理職の男女の割合が、 **A子=**男女同権を主張していくことで、 果たして

攻撃が、次々と来て大変でした。私も

人で嫌だったのですが、一人で代表して

これは、男女区別なく全員が水をかぶる

ストの問題、破産の問題が出て来ました。

男だ、女だと言っていられない、アスベ

闘うしかなかったのです。

です。 性が少ないということは会社の意思決定 ことです。会社であっても経営部門に女 と政治的に女性の声が届きづらいという B子=政治参加の場に女性の数が少ない に女性の声が反映されにくいということ

> 働運動や民主的な組織ではどうでしょう。 目は非常に冷たかったです。そのうち、 代でした。今考えると全くの差別でした。 職制度、女性の 30 歳定年制がありまし 社は組合と協定を結んで、女性の結婚退 **H子**=労働運動でもまだまだ女性が少な 押し上げられて実現すると思います。 女性が働き続けることに対して、 社会の い状況です。若い頃、大手のセメント会 裁判をして打ち勝たねばならない時

がっていようという気持があると思いま からだと思います。女性の側にも一歩下 性として委員長はできない気持があった 受けるときに、初めは躊躇しました。女 **G男=**B子さんも労働組合委員長を引き

- 43 -

います。 もあるし、女性自身の課題でもあると思 るから問題だと思います。男性の課題で そこが、社会的に戦前から引きずってい

組合の委員長を引き受けました。 がいがあります。 私も昨年の大会で労働 **F子**=女性も組織の中で、意見が言え、 意見が反映され実行されたときは、 やり

### 自由民主党改正草案の 家族」は何を意味するか



T持株会社前で抗議要請行動をする女性委員長

についてどう思いますか。 の「のみ」を省いています。この改正案 姻は両性の合意のみに基づいて成立し」 け合わなければならない」とあり、「婚 位として、尊重される。家族は互いに助 で「家族は、社会の自然かつ基礎的な単 司会=自由民主党改正草案では、 条

は「家族は助け合わなければ」となって 見るのは困難です。自由民主党改正草案 があった」として、約720万円を鉄道 性の遺族に対し、「事故を防止する責任 性が列車にはねられて亡くなり、この男 いうことでしょうか。 見ず、家族が面倒を見る体制にしたいと いますが、社会保障、福祉切り捨ての中 ていますが、 24 時間家族が親の面倒を 会社に支払うよう命じる判決が出されま D子=家を出て徘徊していた認知症の男 で、たいへんなことです。 社会が面倒を した。遺族は、高裁に控訴しています。 今、超高齢社会での介護が問題になっ

B子=昨年、お笑い芸人の親の生活保護 尊重を本質としている現憲法とは全く異 なるものです。 重は、後退する恐れがあります。個人の として尊重することになれば、個人の尊 なものです。しかし、家族を社会の単位 **G男**=確かに生きていく上で家族は大切 かと思いますが。 は当たり前であるし、 「家族を大事にすべき」という主張を

問題が報道されました。以来、家族で扶 ということになり、「個人より国家を大 守るために個人が存在するのでなく、一 でしょうか。今の憲法は人間の幸福の根 事にすべきだ」となっていくのではない っこに「個人」をおいたのです。 家族を つきつめれば「個人より家族を大事に」

由民主党改正草案は「戦前の家制度への 回帰につながる」危険が感じられます。 人ひとりの幸せのために家族がある。 自

## 憲法 24 条を活かすこと 差別の現状を変え

平等を勝ち取ること

尊厳と両性の平等、これを生活化する。 司会=24条は家庭生活における個人の して下さい。 せん。その生活化をどうするのかを議論 出されているように、活かしきれていま を活かすということです。 我々自身も支 これを強調しています。生活化とは憲法 配階級の考え方が染みつき、先ほどから

男性の賃金水準低下の中での女性の格差 3分の1を超えました。女性労働者の非 られています。非正規雇用が全労働者の 正規雇用割合は半数を超えているのです。 I子=私の職場も非正規雇用に入れ替え

> 見が違った時にどうするのか。男性も、 家庭でも夫と意見が同じ時はいいが、意 **C子**=女性がアキラメズに、声を上げ続 経済的自立が不可欠であり、男女平等賃 ける必要があると思います。たとえば、 金は共に考え合わねばならないものです。

ず職場にも反映されるものです。 かが大事だと思います。家庭の状況は必 女のくせに生意気だととらえるのでなく、 緒に考えていく方向へ進めるのかどう

B子=私も夫と意見が違ってもケンカに

たくないんです。でも対立しないと発展 た方が楽なんですよ。家の中に波風立て はならなかった。ケンカしないで我慢し 大いに話し合うべきだと思います。 しないことを思うと、大いにケンカして

うことが大切です。 をしてきました。働く者の立場で考え合 続け、生き続けるために」と学習、 C子=私たちは「男性も、女性も働き続 けることは当たり前」「人間らしく働き

のです。

個人の幸福のために、家族も国家もある 性問題としてあらわれてきているのです。 とするものが見えてきました。まさに女

すが、座談会では、さまざまな不平等の **司会**=時間が来ましたので最後になりま

まりません。男女平等の実現には女性の 拡大です。「女性の貧困化」の流れは止

> 現実が出されました。その現状を少しで も変える努力を私たち自身がすることで

社会保障の充実を勝ち取らなければ、家 とが必要ではないでしょうか。 庭で、特に女性にその負担を担わせよう 子高齢化社会に向かつている中で、福祉 切り捨てのためではないでしょうか。小 国家への協力、そして、福祉、社会保障 家族の助け合い」がだされたねらいは、 なで学習をし、みんなで一歩前に出るこ することは容易ではありませんが、みん 自由民主党の改正草案「家族の尊重 旧支配層の思想や、封建的遺制を払拭

いきましょう。 結をつくり男女平等の実現を勝ち取って でも地域でも、差別に対し声を上げ、 24 条をしっかり守り、家庭でも職場 寸